

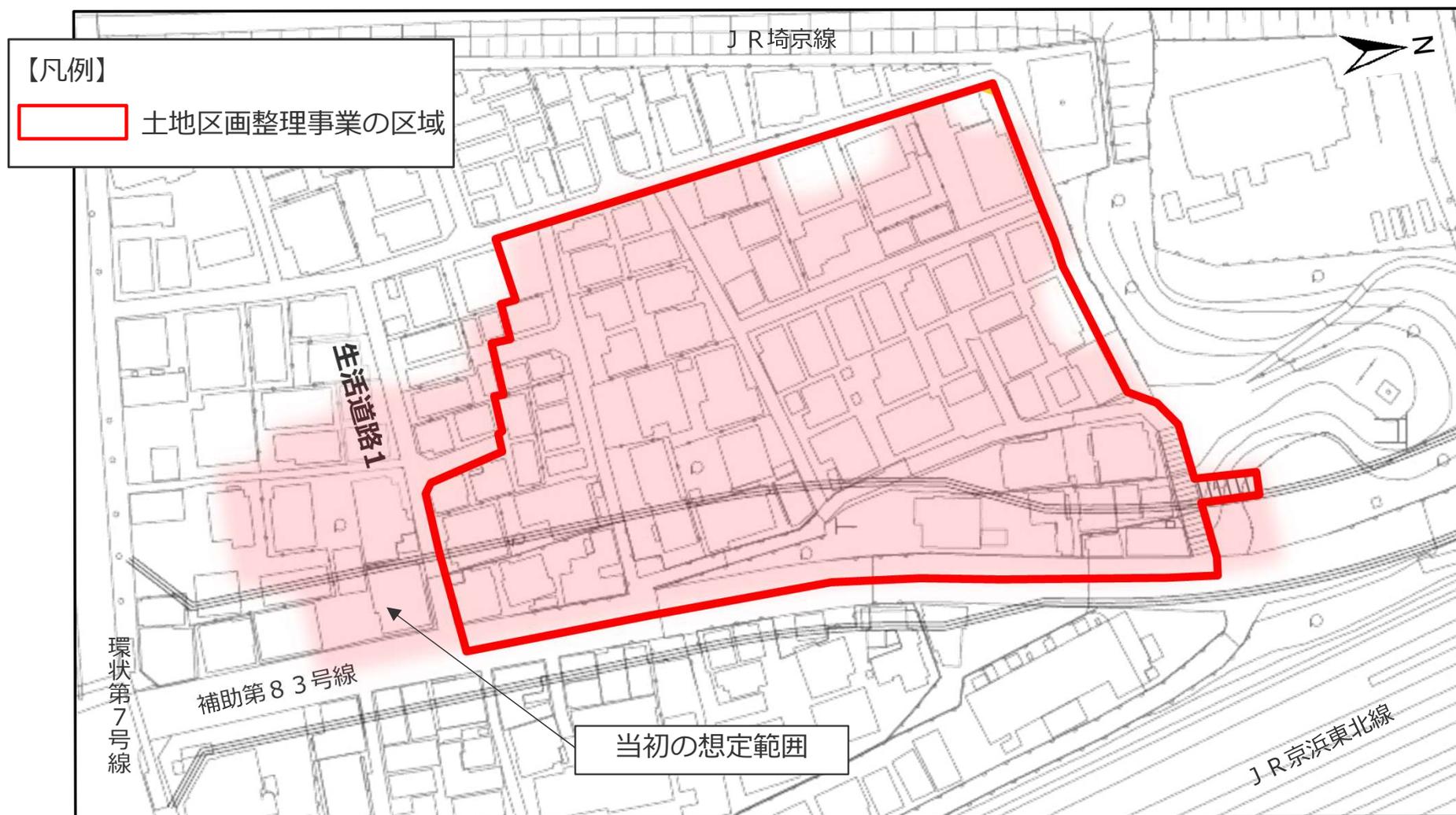


土地区画整理事業案

※田端地区の整備事例

3-1. 土地区画整理事業案

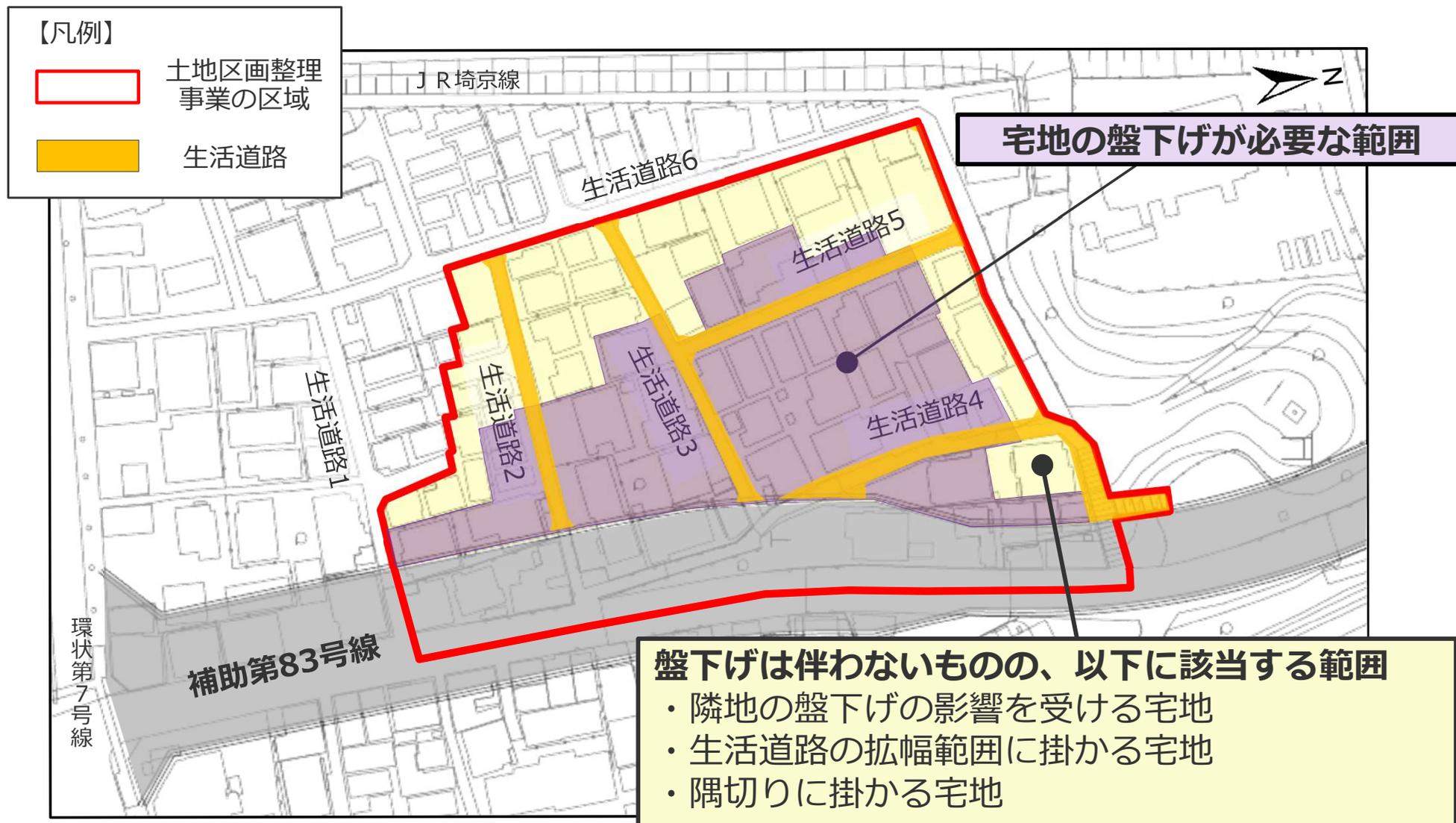
事業範囲の考え方



- ・ 現況測量を踏まえ、補助第83号線の高さを詳しく検討した結果、生活道路1へのすりつけが可能となったため、これまでお示ししてきたピンク色の当初の想定範囲から一部区域を範囲外としました。

3-1. 土地区画整理事業案

事業範囲の考え方

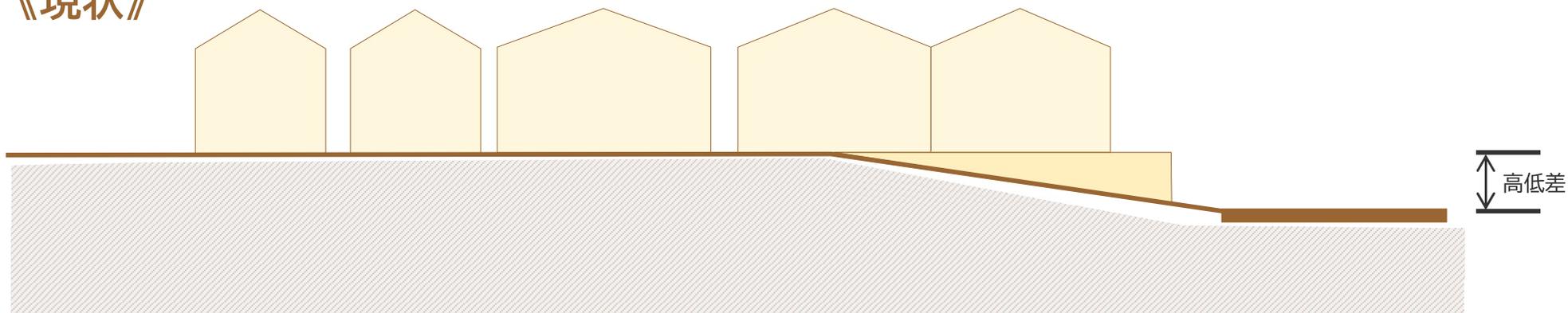


※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

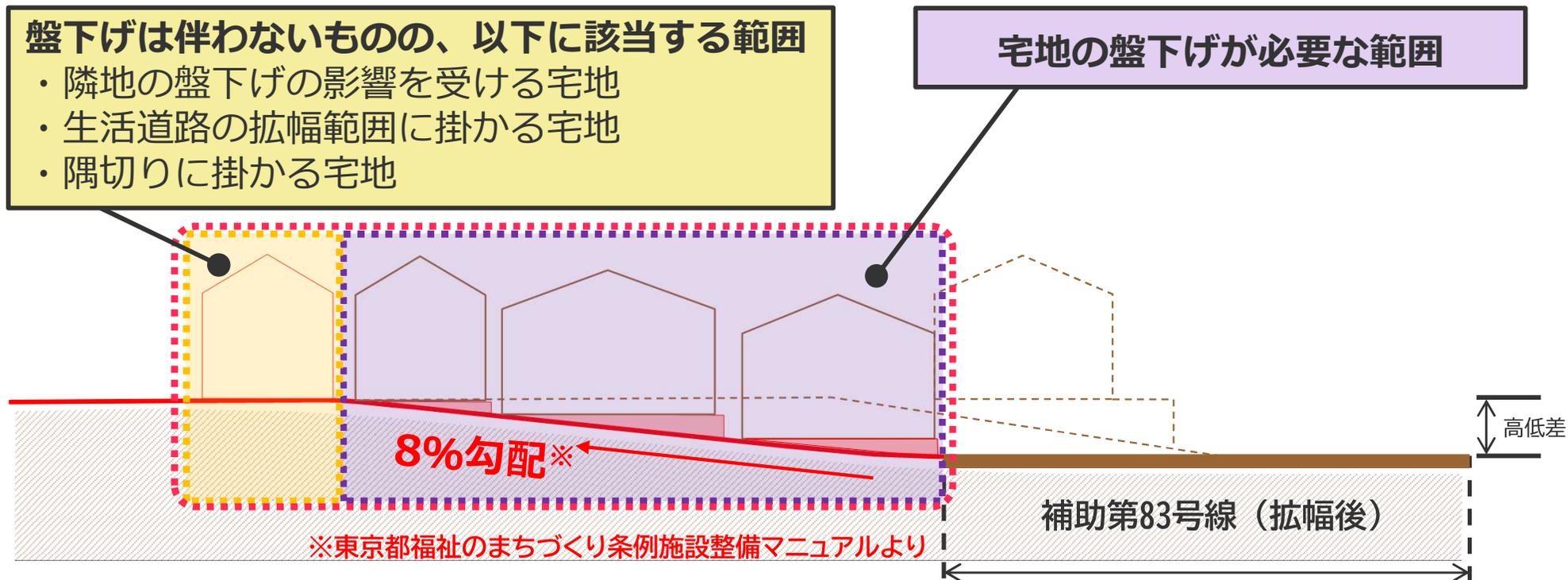
3-1. 土地区画整理事業案

事業範囲の考え方

《現状》



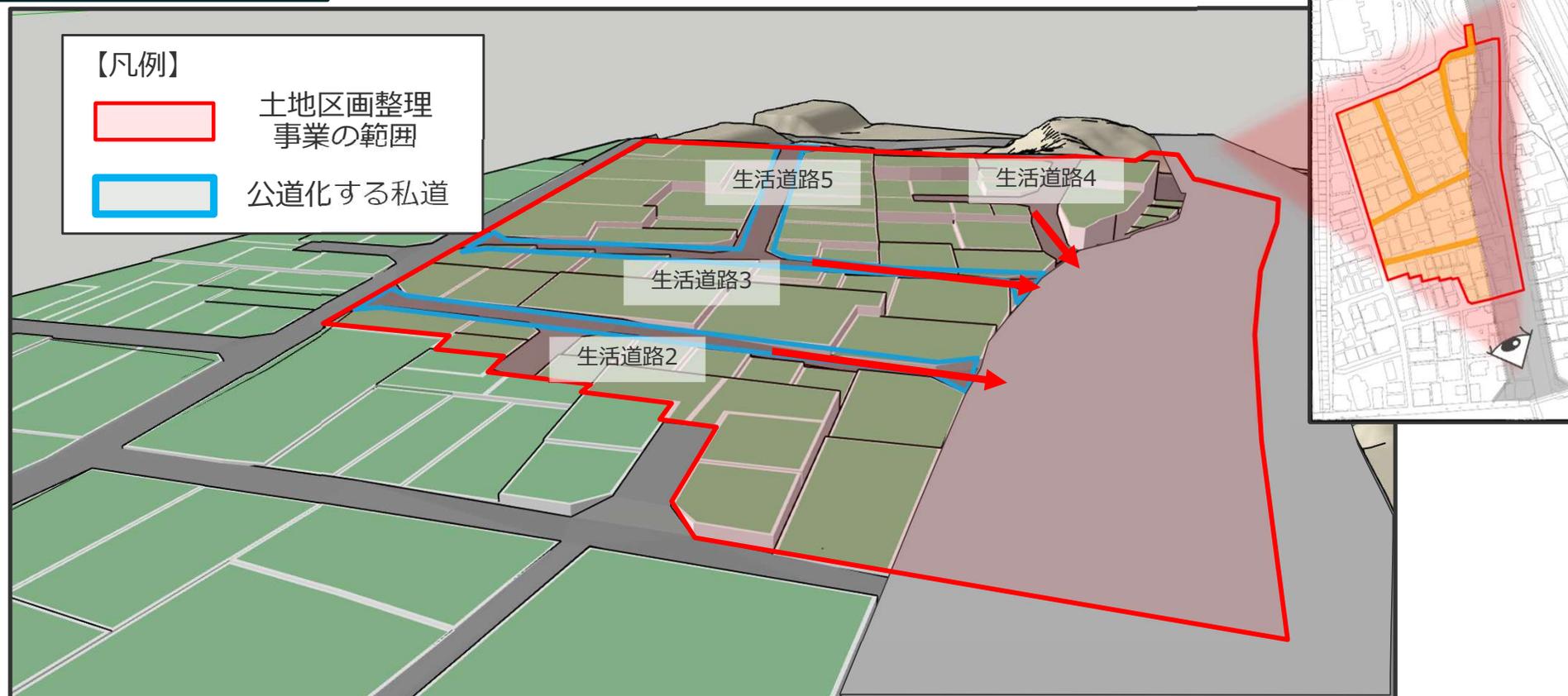
《整備後》



3-1. 土地区画整理事業案

事業による影響

地区内交通



整備内容

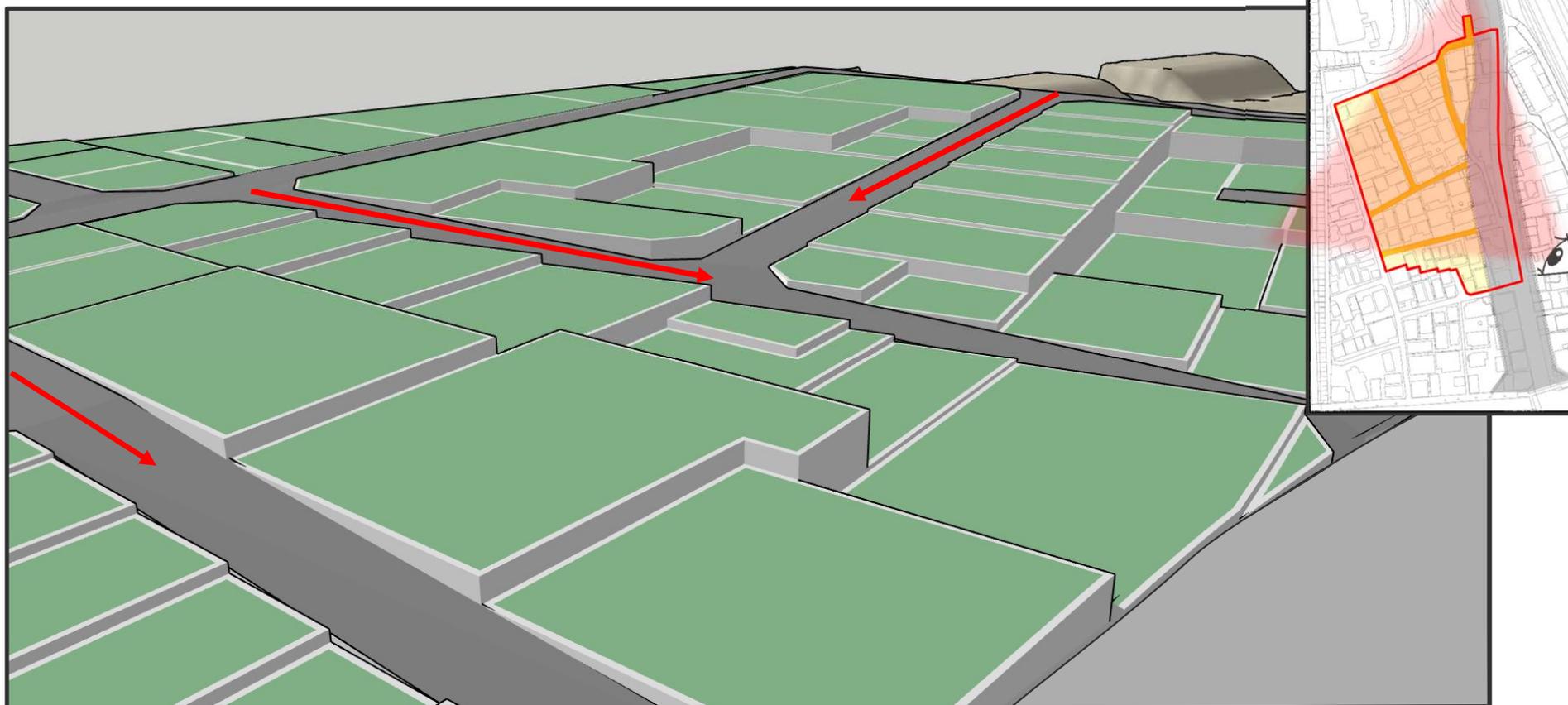
※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- ・ 既存の全ての生活道路から**補助第83号線への接続が維持**される
- ・ 生活道路2～5が4mに拡幅され、**歩行者や自転車などがより安心して通行**できるようになる
- ・ **私道が公道化される**

3-1. 土地区画整理事業案

事業による影響

住環境



整備内容

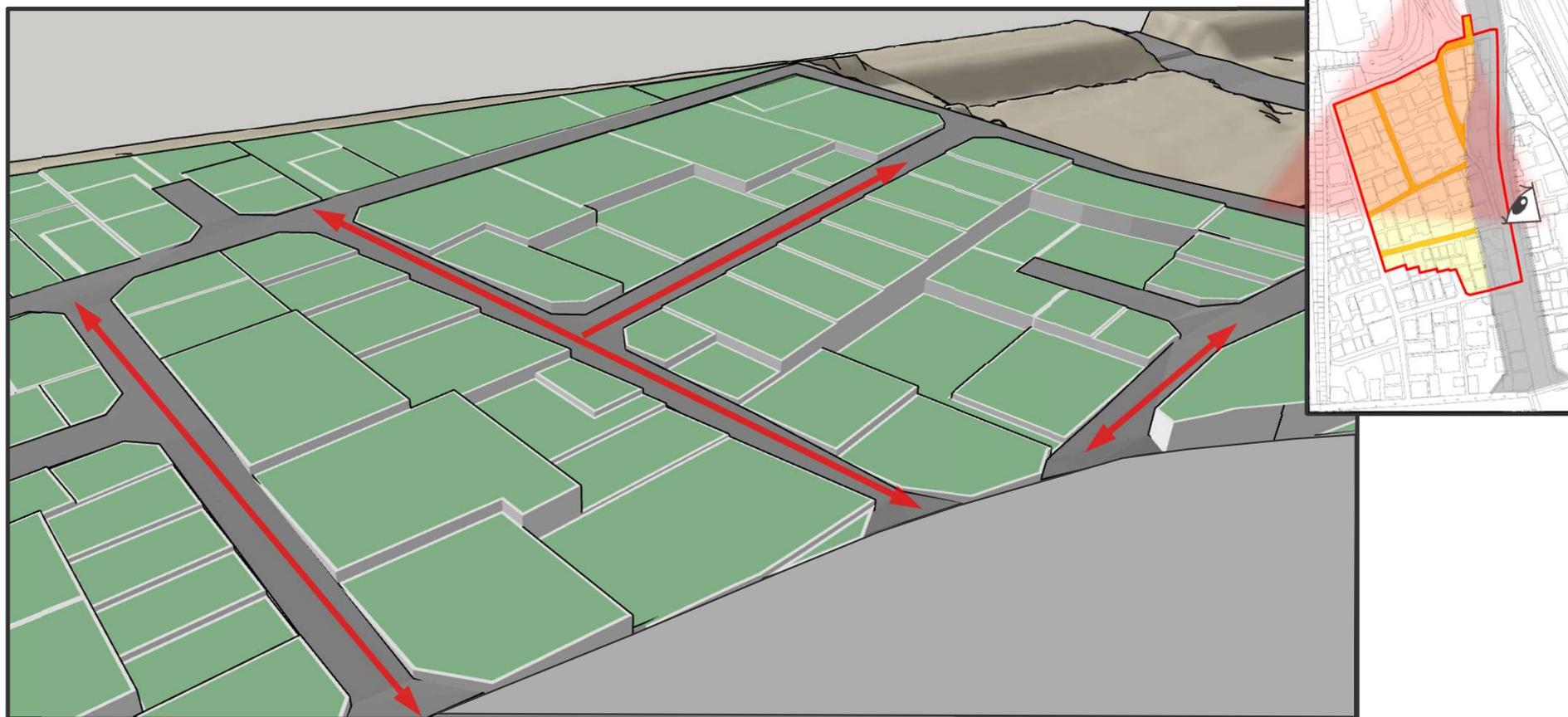
※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- ・ 区画整理範囲内では**盤下げが必要**となる
- ・ 生活道路の一部は、現状よりも勾配が大きくなる
- ・ 視線をさえぎる電柱や電線がなくなり、**良好な景観が形成**される

3-1. 土地区画整理事業案

事業による影響

防災



整備内容

※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- ・ 緊急車両の走行や災害時の**避難路を確保**できる
- ・ **無電柱化**や生活道路の整備により、**緊急車両等の走行性が向上し、防災機能が強化される**

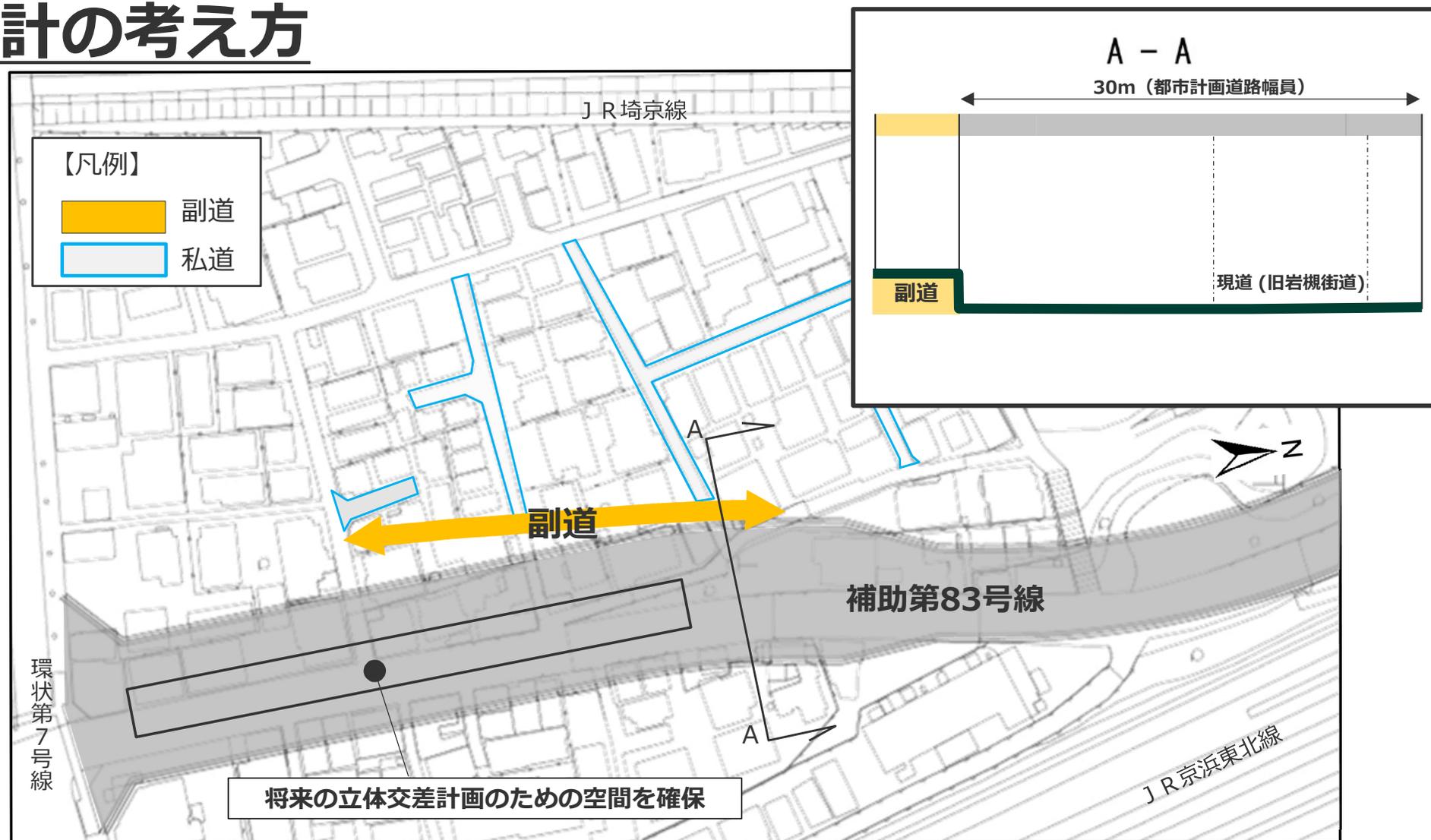


副道整備案

※整備イメージ（田端駅近くの整備事例）

3-2. 副道整備案

設計の考え方

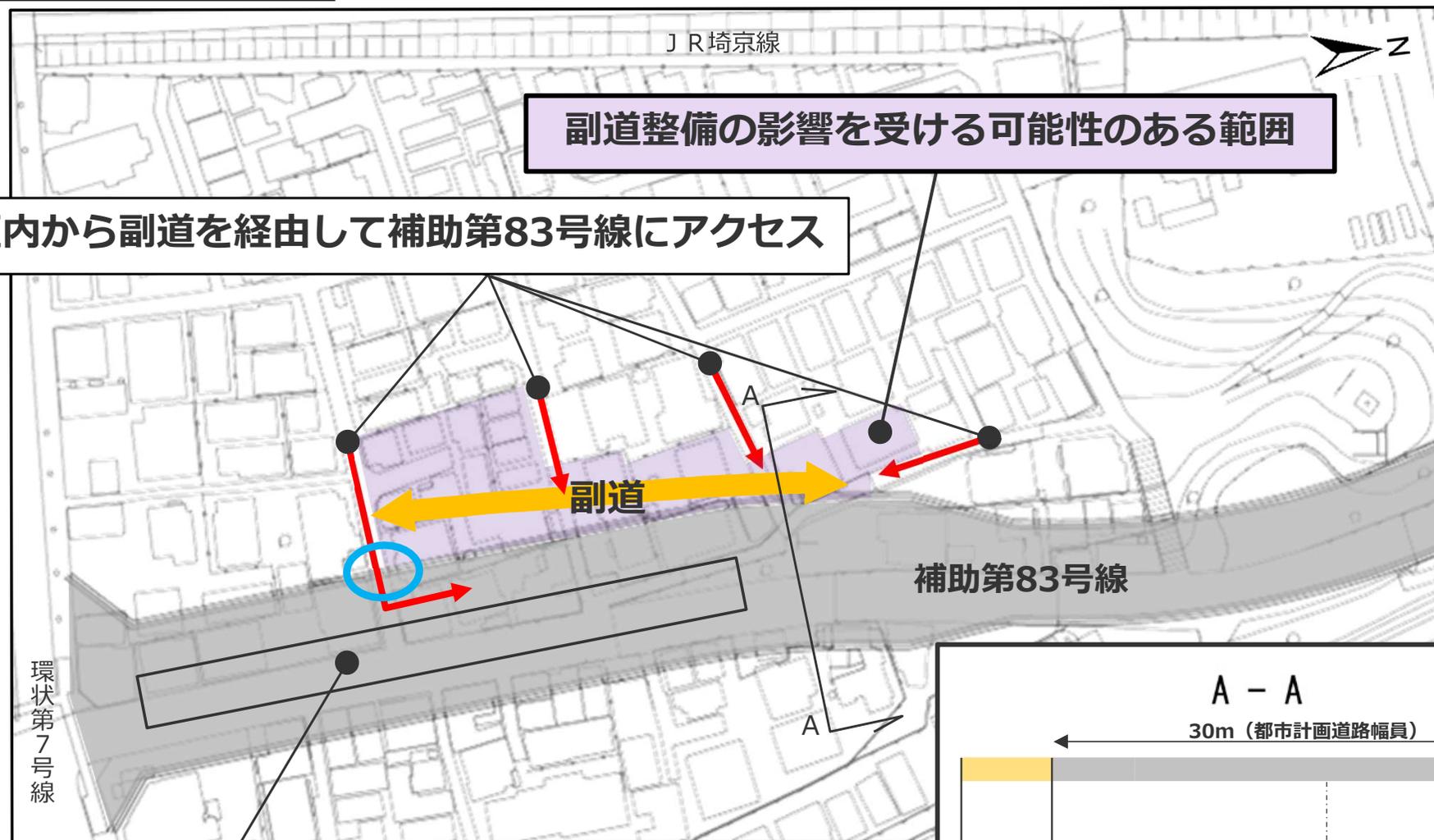


※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- ・ 補助第83号線の歩道幅員の確保、法令に基づく本線への合流方式、副道から本線への旋回軌跡などを考慮し、副道は都市計画線の外側に計画

3-2. 副道整備案

設計の考え方



副道整備の影響を受ける可能性のある範囲

地区内から副道を経由して補助第83号線にアクセス

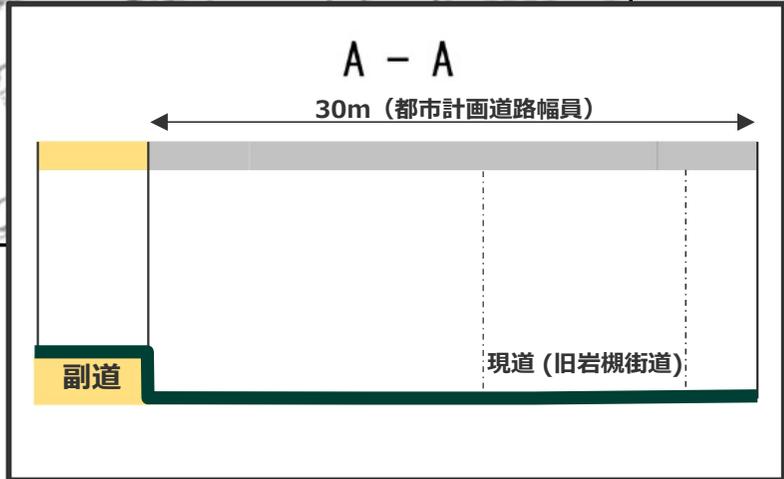
副道

補助第83号線

環状第7号線

※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

将来の立体交差計画のための空間を確保



A - A
30m (都市計画道路幅員)

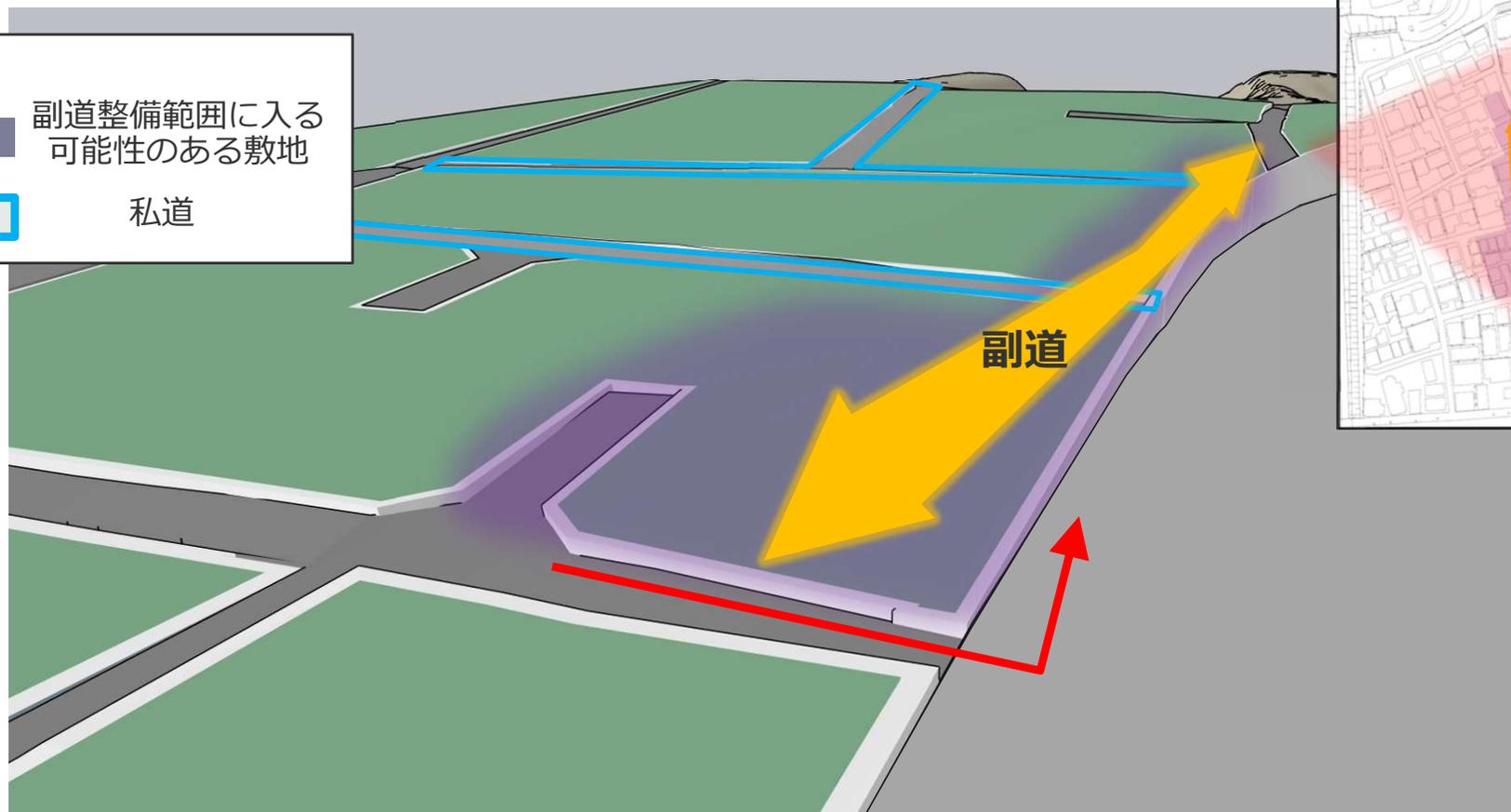
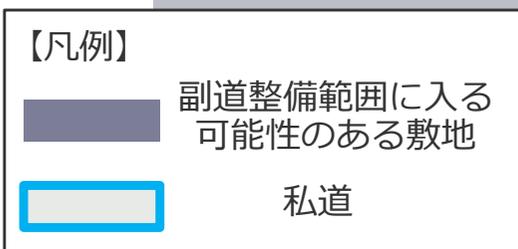
副道

現道 (旧岩槻街道)

3-2. 副道整備案

事業による影響

地区内交通



整備内容

※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- ・生活道路から補助第83号線への**接続は1箇所限定**される
- ・生活道路は現状4m未満の幅員のまま
- ・私道は**権利者による管理**のままである

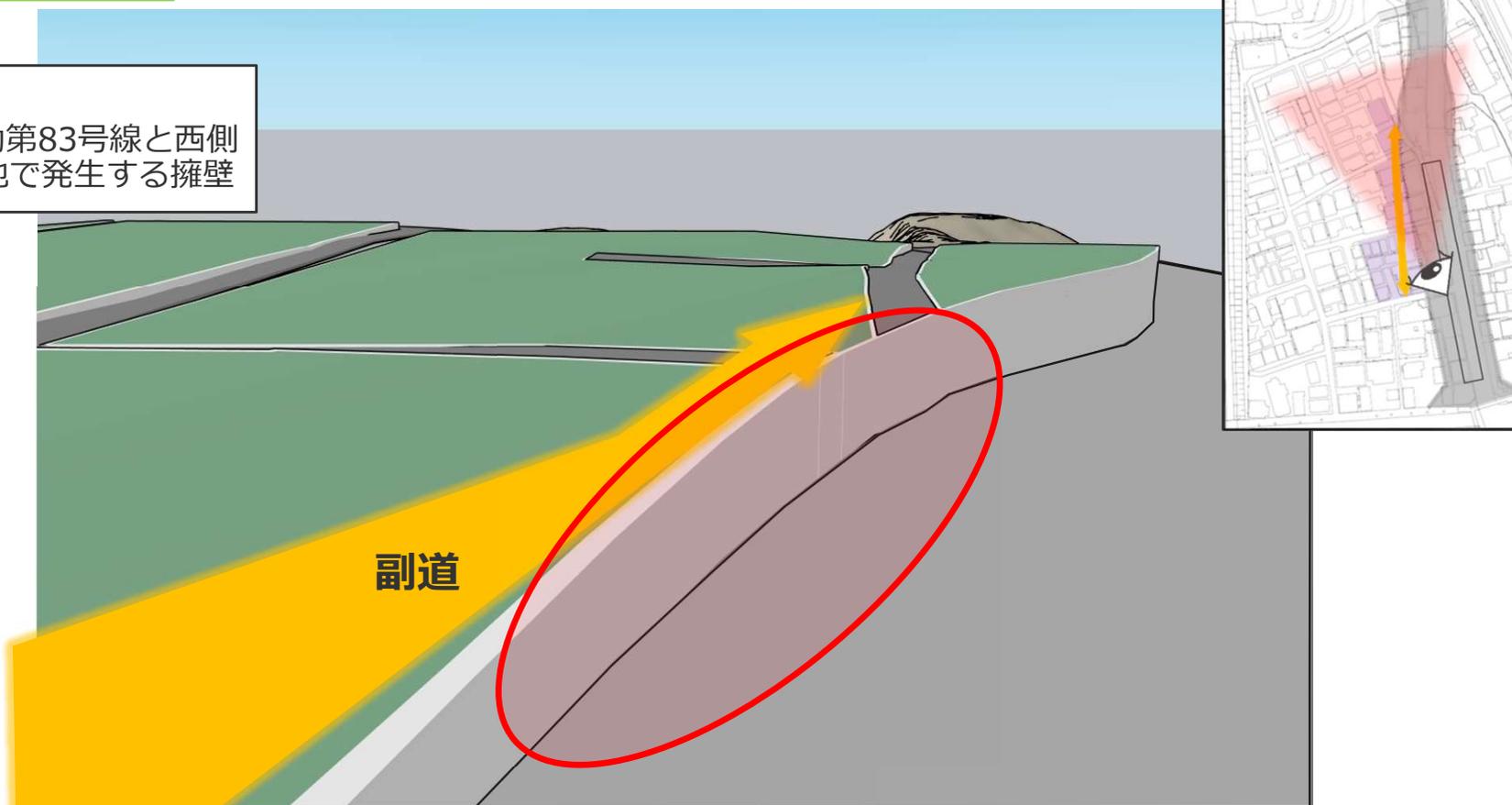
3-2. 副道整備案

事業による影響

住環境

【凡例】

 補助第83号線と西側宅地で発生する擁壁



整備内容

※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。

- 西側宅地の**地盤高は現在のままである**
- 生活道路は現状の道路勾配のままである
- 補助第83号線と西側宅地で高低差が発生し、**高い擁壁が連続する**

3-2. 副道整備案

事業による影響

防災



整備内容

※正確な区域や道路の形状等は、今後設計を行う中で関係者等との協議のもと固めていきます。
※電柱は区画整理事業を施行しなかったことにより引き続き残ることをイメージしたものです。

- ・西側宅地は**現在のまま（生活道路の幅員、電柱、緊急車両の走行性など）**
- ・補助第83号線への接続が一箇所限定されるため、一部では災害時における避難経路が長くなる

(まとめ) 各案の特徴

項目		土地区画整理事業案	副道整備案
まちづくり	地区内交通	<ul style="list-style-type: none"> 既存の全ての生活道路から補助第83号線への接続が維持される 全ての生活道路が4mに拡幅され、歩行者や自転車などがより安心して通行できるようになる 私道が公道化される 	<ul style="list-style-type: none"> 生活道路から補助第83号線への接続は1箇所に限定される 生活道路は現状4m未満の幅員のまま 私道は権利者による管理のまま
	住環境	<ul style="list-style-type: none"> 区画整理範囲内では盤下げが必要となる 生活道路の一部は、現状よりも勾配が大きくなる 視線をさえぎる電柱や電線がなくなり、良好な景観が形成される 	<ul style="list-style-type: none"> 西側宅地の地盤高は現在のまま 生活道路は現状の道路勾配のまま 補助第83号線と西側宅地で高低差が発生し、高い擁壁が連続する
	防災	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の走行や災害時の避難路を確保できる 無電柱化や生活道路の整備により、緊急車両等の走行性が向上し、防災機能が強化される 	<ul style="list-style-type: none"> 西側宅地は現在のまま（生活道路の幅員、電柱、緊急車両の走行性など） 補助第83号線への接続が一箇所に限定されるため、一部では災害時における避難経路が長くなる
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> 区画整理範囲内の権利者全員が一時移転するのに必要な期間を要する 街路事業に加え、土地区画整理事業を施行するための行政手続きを要する 	<ul style="list-style-type: none"> 副道整備範囲における用地の確保に必要な期間を要する 街路事業と一体的に施行できるため、事業期間は土地区画整理事業案よりも短い 	